



議案第七十三号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり、三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十六年九月二十日

三朝町長 坂 出 雅 己

日五廿月廿年四十六昭和
昭和四十六年九月廿五日

原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年~~十月二十二日~~三朝町条例第二十三号）の一部
を次のとおり改正する。

第五条中 第二項を削除し

「第三項」を「第二項」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十六年十月一日から施行する。